

男鹿市告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の収納事務を指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

男鹿市長 菅 原 広 二

1 委託先（指定公金事務取扱者）

名 称：地方公共団体情報システム機構

所在地：東京都千代田区一番町25番地

2 委託した公金事務

コンビニエンスストア等における証明書の自動交付に係る証明書（住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し、所得課税証明書）交付手数料の収納事務

3 委託期間

令和7年4月1日から委託期間終了日まで